

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方 一次報告書

概要

令和7年10月3日

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方＜全体概要＞

＜諮問名＞

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

＜諮問の背景＞

- 総務大臣から認定を受けている電気通信事業者が、特殊詐欺の帮助犯として逮捕・起訴、実刑判決に至った事例が増加していることから、「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）を踏まえ、以下のとおり、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を改正（以下「令和7年法改正」という。）。
 - ① 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加
 - ② 電気通信番号使用計画の認定の基準に申請者の役務継続の見込み等を追加
 - ③ 卸元事業者に対する卸先事業者の認定の有無等の確認義務の創設
- 令和7年法改正による新たな電気通信事業法（以下「令和7年改正法」という。）の施行に向けて、下位法令の整備が必要。
- また、令和7年法改正は電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正であるため、電気通信番号制度について、令和7年法改正の内容と整合を図るために検討を行う必要がある。

＜主な検討課題＞

- **令和7年改正法の施行に向けた総務省令の規定の検討**
 - ・ 令和7年改正法における総務省令委任事項（規律対象の電気通信番号の種別、卸元事業者の確認義務の履行方法等）に関する検討を行う。
- **その他見直し後の電気通信番号制度の在り方**
 - ・ その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

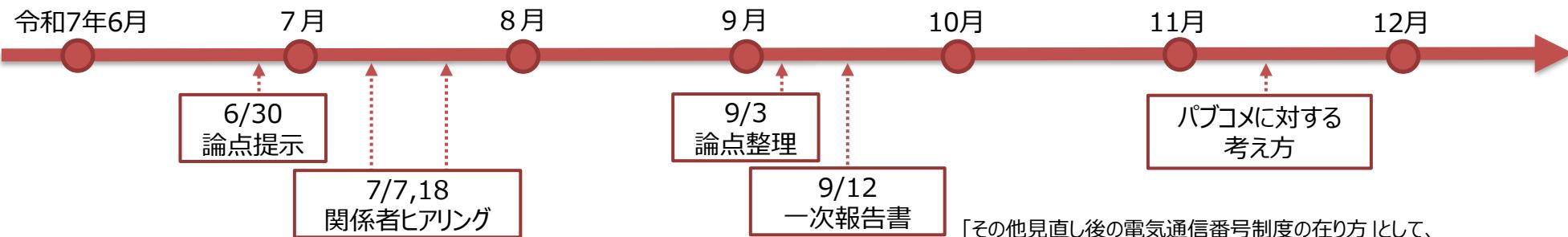
検討スケジュール

- 令和7年6月17日の諮問後、電気通信事業政策部会の下にある電気通信番号政策委員会で具体的な検討を実施。
- 関係者ヒアリング及び論点整理を経て、同年9月12日に、主に電話番号の犯罪利用対策に関して、下位法令の整備の方向性について、一次報告書を取りまとめた。

情報通信審議会（電気通信事業政策部会）



電気通信番号政策委員会



「その他見直し後の電気通信番号制度の在り方」として、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の在り方について、継続検討

＜電気通信番号政策委員会構成員一覧＞（敬称略）

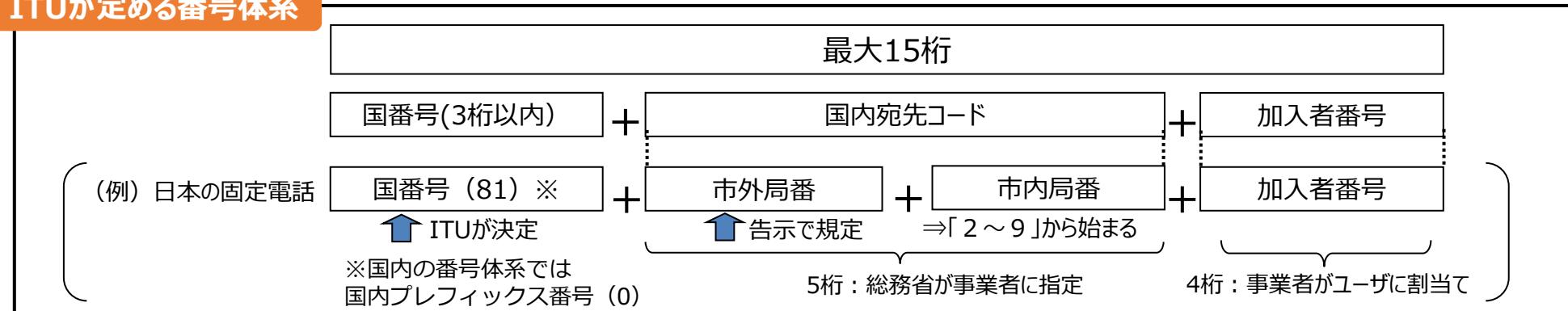
(主査) 相田 仁	東京大学 特命教授	猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授	矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授
河村 真紀子	主婦連合会 会長		

1. 検討の背景

電気通信番号の体系

- 電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールにより桁数等の制約がある有限希少な資源。
- 各国が配分や使用の手続を定めている。（日本では、総務省が電気通信番号を管理し、必要に応じて電気通信事業者に指定）

ITUが定める番号体系



国内の
番号体系

主な電気通信番号（利用者設備識別番号※）の種別	0AB～J番号	桁数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
固定電話番号	0AB～J番号	0	A	B	C	D	E	F	G	H	J				
付加的役務電話番号 →着信課金サービス（0120）等	0AB0番号	0	1	2	0	D	E	F	G	H	J				
データ伝送携帯電話番号 (0200(14桁)/020C(11桁))	0A0番号	0	2	0	0	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N
		0	2	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
		0	9	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
		0	5	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
音声伝送携帯電話番号(090/080/070/060)															
特定IP電話番号(050)															

※ 利用者設備識別番号とは、利用者の端末設備を識別するために使用する電気通信番号（電気通信事業法第50条第2項第1号イ）。

利用者設備識別番号以外の電気通信番号（同号0）として、事業者設備等識別番号（事業者設備識別番号（00XY）や緊急通報番号（110/118/119）、付加的役務識別番号（1XY（消費者ホットライン（188）、児童相談所全国共通ダイヤル（189）等）等）を規定している。

電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要。

電気通信番号計画

- 総務大臣は、電気通信番号計画（告示）を作成・公示
 - 番号種別ごとに、提供役務の内容、使用条件（緊急通報が可能であること等）等を記載

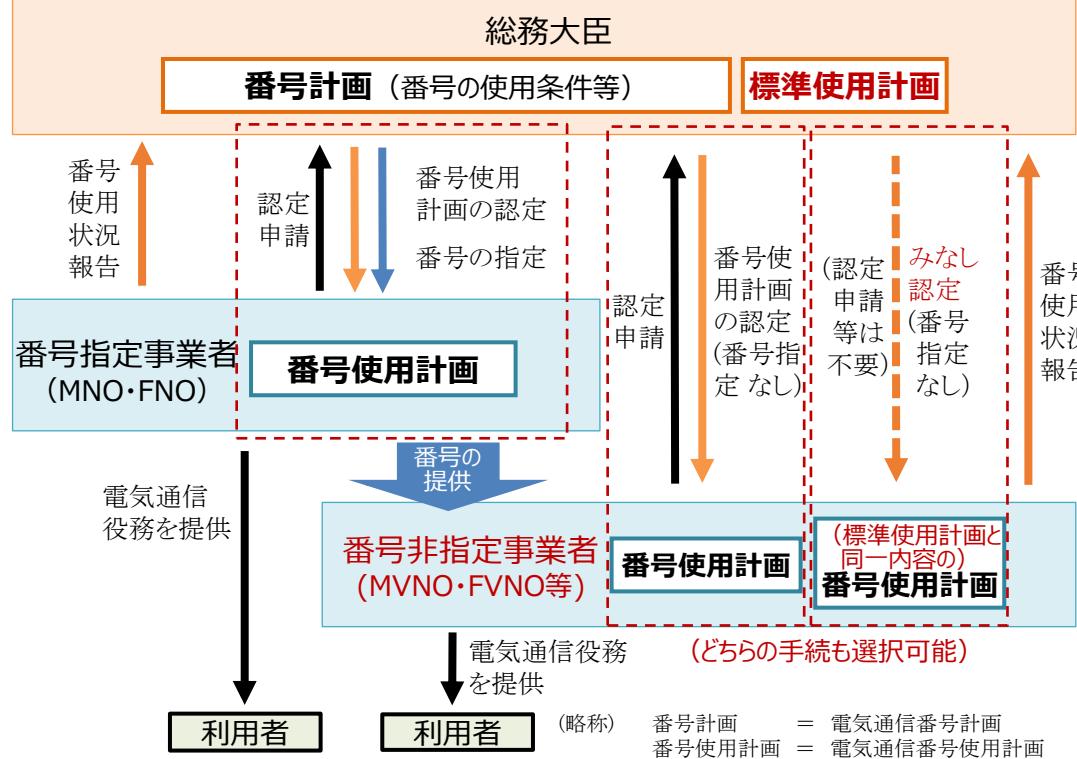
認定・指定

- 電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける義務
 - 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなされる
- 総務大臣は、電気通信番号を指定
 - 総務大臣から番号の指定を受けず、他の事業者から番号の提供を受ける場合もある。

電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- 認定された電気通信番号使用計画に従って、電気通信番号を使用しなければならない。
- 違反した場合は、総務大臣による適合命令
 - 適合命令に従わない場合は認定の取消し
- 報告規則に基づき、年に一度、電気通信番号の使用状況を報告また、認定事業者リストを作成し、総務省HPで公表

【手続のイメージ】



番号計画 = 電気通信番号計画
番号使用計画 = 電気通信番号使用計画
標準使用計画 = 標準電気通信番号使用計画

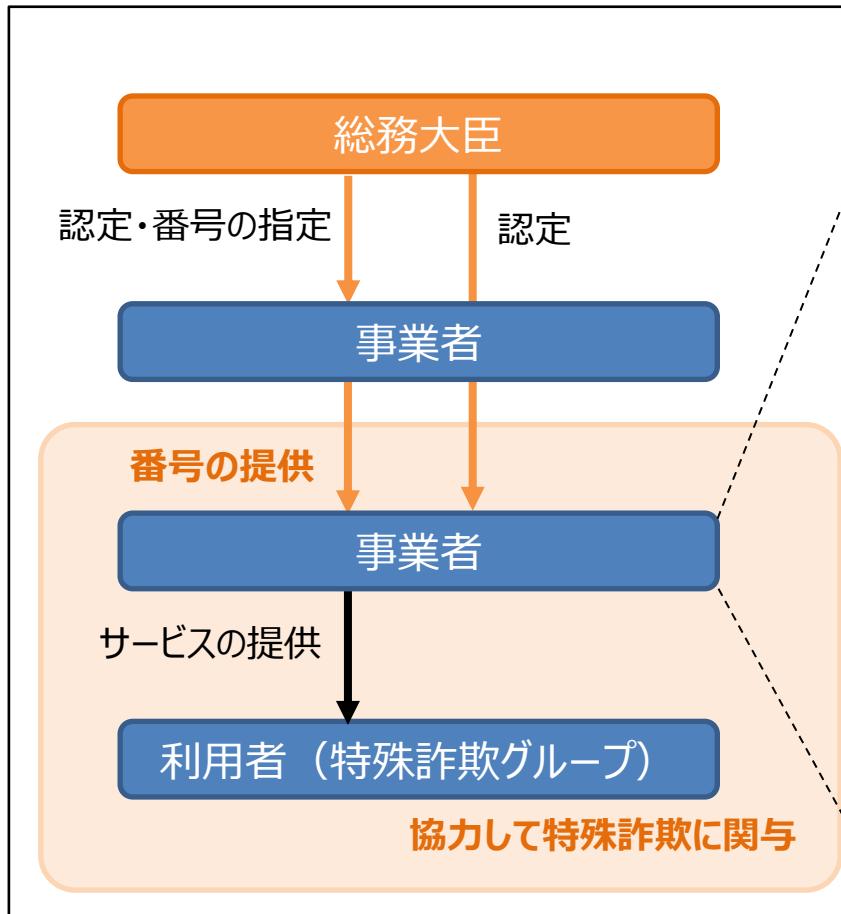
(令和7年3月末時点)

認定事業者の種別	事業者数
認定事業者（番号指定）	63
認定事業者（番号非指定）	120
みなし認定事業者（番号非指定）	1279

電気通信番号制度の見直しの背景

- 最近では電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も存在。
 - 典型例は、他の事業者から提供を受けて番号を使用する事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使って詐欺を実行するケース。
 - 他方で、これまでの制度では、事業者が特殊詐欺の実刑判決を受けたとしても欠格事由に該当せず、認定の取消しを含めて電気通信事業法上の対応が行えない状態であった。

電気通信番号が特殊詐欺に利用される典型的な例



2022年9月21日中日新聞朝刊33頁↑

2023年9月5日中日新聞朝刊12頁→

詐欺集団に香料提供 猪子5年（求刑懲役3年
6月）の判決を言い渡す

技師に猶予付き判決

地 裁

判決で、「辻井理人被告は被
害者に供給した電動工具が犯
罪工具と認定されるに不可
能」として犯行を否認する。辻
井が、二度も詐欺行為を繰り返す
ルートに重大な電話詐欺を犯
して犯行を犯す「手助け」を
たとえられる事件で、電子計算
機装置を作成する「助電の罪」
に問われた会社員山崎真一。
辻井は、「東京市都営バス
虎ノ門営業所」の勤務元法科4年、枝
阜哉がおり、浜口紗綾
裁判官は懲役3年、執行
猶予として1年半執行猶予付
判決によれば、山崎被告
は同社実業部経理の大坂雄

令和6年情報通信審議会答申（令和6年答申）

- 電気通信番号の適正な使用の観点から、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策を含め、「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について、令和6年5月に情報通信審議会に諮問。
- 電気通信番号制度の見直しについて検討を行い、同年9月に報告書を取りまとめ、同年11月に関係部分の答申。

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）の主な内容

現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当。

① 欠格事由関係

- 特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加する。
- 欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。

② 事業者の取組関係

- 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号）を使用した卸電気通信役務を提供する際、既存の卸先事業者を含め全ての事業者に次の取組を行うことを義務づける。
 - ・ 電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - ・ 電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）

③ 認定基準関係

- 認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。
- 当該取組が適切に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直し。

見直しの具体化にあたっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要。

令和7年法改正の概要（電気通信番号制度関連）

- 「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）により、電気通信番号制度の見直しを実施。

① 欠格事由の追加

施行日：公布の日（令和7年5月28日）

➤ 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に次の事由を追加

- ・**特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯**（詐欺、電子計算機使用詐欺等の刑から2年を経過しない者）
- ・**認定の取消しを受けて2年を経過しない者**

（参考）現行の欠格事由（電気通信事業法第50条の3）

- ・電気通信事業法等による刑から2年を経過しない者
- ・第14条の登録の取消しから2年を経過しない者
- ・役員が上記に該当した場合

② 認定基準の追加

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

➤ 犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件を追加

- ・役務の継続的な実施が見込まれること
- ・その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いこと

③ 事業者への義務付け

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

➤ 一般的に、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に次の取組を行うことを義務付け

- ・卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること
- ・一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること

参照条文（欠格事由・認定の基準）

●改正後の電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(電気通信番号使用計画の認定等)

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が適当である旨の総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一～四（略）

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに次条第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

3（略）

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二（略）

三 第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五（略）

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ～ハ（略）

二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ 申請をした者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。

（認定の取消し）

第五十条の十 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第五十条の三第一号、第二号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

四 第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件に該当するに至つたとき。

五（略）

参照条文（卸元事業者の確認義務）

●改正後の電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(卸電気通信役務を提供する際の確認義務)

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号(第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること(当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること)の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つてることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。

2. 檢討事項

検討事項

- 令和7年改正法を確実に施行し、運用するため、総務省令等の下位法令の整備等に向けて検討を行った。

認定基準の追加関係

(第50条の4 第2号関係)

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めるべきか。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって類型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から除外すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

卸元事業者への義務付け関係

(第50条の7 関係)

4. 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととされたところ、その確認方法をどのように定めるべきか。

5. 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務の継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、役務の継続性があると認められる基準及び確認方法をどのように定めるべきか。

6. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

その他

7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

電話番号の特殊詐欺への利用の実態等について

- 検討に先立って、警察庁及び一般社団法人電気通信事業者協会から電話番号の特殊詐欺への利用の実態及び電話番号の犯罪利用対策として実施している取組について紹介があった。

警察庁

- 令和6年の特殊詐欺の被害額は約718億円で、過去最悪であった平成26年の約566億円を大きく上回っている。
- 特殊詐欺に使用される番号種別としては、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号など、様々に変遷をしている。悪用が確認される都度、本人確認義務や利用停止スキーム等での対策を講じているが、いたちごつことなっている状況。
- 令和3、4年については、数社の悪質事業者が多数の電話番号を保有する状況だったが、令和5年に利用停止スキームに在庫番号一括利用停止の措置を追加したこと、それ以降は小規模な悪質事業者が多数現れる状況が生じている。
- 特殊詐欺等の実行犯への犯行ツールとしての電話番号の提供を目的として参入を図る事業者に対して、電話番号が販売されないよう、実行性のある仕組みの構築が必要。
- 犯行に関与する悪質事業者を見分けるため、警察による捜査とともに、所管省による立入調査等の行政処分を積極的に推進するなど、市場の健全性確保に向けた環境の構築が必要。

(一社) 電気通信事業者協会

- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年9月に部会を設置し、活動中。
- 総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施。
- 関係機関等と連携した取組により、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与。

(参考) 令和6年末までの利用停止等の件数

- 固定電話番号：13,972件
- 050IP電話番号：11,588件

3. 検討の方向性

関係事業者等へのヒアリング

- p.12の検討事項について、関係事業者及び事業者団体のヒアリングを実施した。

※ ① 規律の対象となる電気通信番号の種別、② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類、③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件、④ 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法、⑤ 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法、⑥ 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数、⑦ その他

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音、A～Z順

事業者名	指定を受ける主な電気通信番号
ソフトバンク株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
フリービット株式会社	特定IP電話番号
楽天モバイル株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
Coltテクノロジーサービス株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号
KDDI株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
株式会社NTTドコモ	音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
NTTドコモビジネス株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号
NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社	固定電話番号

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音順

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

① 規律の対象となる電気通信番号の種別

〈論点〉

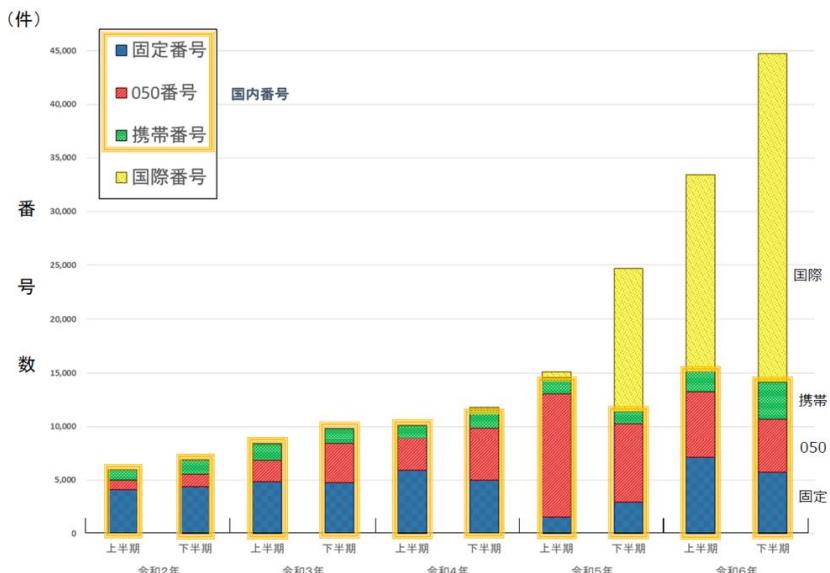
- 令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。当該基準が適用される電気通信番号の種別については、電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとしている。
 - なお、この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。
 - この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。



〈方向性〉

- 特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移を踏まえ、音声伝送携帯電話番号、固定電話番号及び特定IP電話番号を規律の対象となる電気通信番号の種別とする方向で検討を進めることが適当。
 - また、必要に応じ、今後も、特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえた見直しを行いうることが望ましい。

(参考) 特殊詐欺に犯行利用された番号種別の推移



② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

<論点>

- 令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。
- 認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めるか。



<方向性>

- 電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当。
- なお、複数の事業者から、変更認定の申請の場合は、役務継続性の審査を簡素化／省略すべきという意見が提出された。この点について、構成員からは、悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って変更認定申請をするといったケースも想定され、完全に省略すべきではないという意見があった。
- これらを踏まえ、総務省においては、認定申請時に加え、変更認定申請時においても、役務継続性に係る審査を行うことが適当。その上で、申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当。
- また、上場の有無に応じた申請書類については、認定申請における役務継続性の審査に必要な情報を網羅的に迅速に収集する観点から、差異を設けず、同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当。

③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

<論点>

- 令和7年改正法においては、申請者の認定基準として、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。



<方向性>

- 令和7年改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とする一方で、窃盗罪については、電気通信番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引き等も含まれることから、一律に欠格事由として規定するのではなく、申請者の認定基準として、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないこと」を審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否している。
- このような立法趣旨に鑑み、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を規定する方向で検討を進めることが適当。
- その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、規定する方向で検討を進めることが適当。
- また、総務省において、適切に運用を行い、必要に応じ、今後も、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等の変化にあった見直しを行うことが望ましい。

④ 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法

<論点>

- 令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととされたところ、その確認方法をどのように定めるべきか。



<方向性>

- 卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無については、
 - 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること
 - 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けることによって確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当。
- 一部事業者からは、総務省ホームページに公表されている認定事業者のリストの確認により代替したい意見があったものの、
 - 卸先事業者から書面の提示を受けることにより、確認の証憑を残すことが可能であること
 - 書面の提示を受ける確認方法が事業者に対して著しく負担になるとは考えられないこと
 - 総務省ホームページの更新の即時性に限界があることから、総務省においては、卸先事業者から書面の提示を受けて確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当。
- 併せて、認定証の様式について、書面での認定証を用いた確認が可能となるよう、必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当。

⑤ 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法

<論点>

- 令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務の継続性があると認められる基準及び確認方法をどのように定めるべきか。



<方向性>

- 卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。
 - 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること
 - 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと

(a.事業継続期間)

- 令和6年答申時の議論を踏まえ、役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間は、「6ヶ月」と規定する方向で検討を進めることが適当。
- また、事業継続期間の確認方法については、サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当。
- そして、確認方法として認められる文書等の具体的な内容については、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当。

⑤ 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法

(b. その他の要件)

- 事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準としては、
 - ・ 令和7年改正法施行後に総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けていること
 - ・ 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合を規定する方向で検討を進めることが適當。
- また、これらの確認方法については、
 - ・ 電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること
 - ・ 親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めすることが適當。
- なお、グループ企業の「一定の事業実績」については、卸先事業者自身の基準と同様に「電気通信事業その他の事業を6ヶ月以上行っていること」とする方向で検討を進めることが適當。
- また、海外で6ヶ月以上電気通信事業を営んでいる事業者や当該事業者のグループ企業が国内で参入しようとする場合には、それらの事業者の電気通信事業に係る実績について、それらの事業者が電気通信事業を営んでいる国で発行された書面等により、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、役務の継続性があると認められる基準として認めることが適當。
- このほか、技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、
 - ・ 役員の中に、我が国の電気通信事業法に基づく電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合を規定することとしつつ、他方で、本要件が悪質事業者の隠れみのとならないよう、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとする等、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適當である。
- その他、関係事業者ヒアリングにおいて提案のあった「株式上場していることの確認」については、卸元事業者における確認の負担軽減の観点からも、役務継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適當である。
- これらについて、事業者により確認結果に差異が出ないよう明確に規定する必要があり、ガイドライン等により、明確化する方向で検討を進めることが適當である。

⑥ 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

<論点>

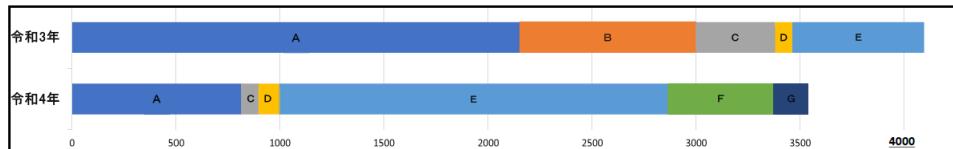
- 令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされた。ただし、卸提供される番号の数が総務省令で定める数以下の場合には、この確認義務の適用除外とすることとされている。
- 令和6年答申では、制限の数については、例外が多く細かすぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行うべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要があるとされている。
- 卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。



<方向性>

- 警察庁からの情報提供によると、令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5である。
- 番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案し、**役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数について、50番号以下**と規定する方向で検討を進めることが適当。
- この場合、同一の事業者に対して一度の提供が50番号以下であっても、複数回に分けて累計で50番号を超える番号数を提供するときには、役務継続性の確認義務の対象となると考えられる。
- 一部事業者からは、提供番号数にかかわらず、全ての卸先事業者に対して役務継続性の確認をした上で役務提供をすることしたい旨の意見があったものの、累計しても50番号以下の提供が明らかである場合に、卸先事業者の役務の継続性の見込みを確認し、役務提供の可否を判断することは、特に小規模な試行的提供を目的として参入する新規事業者に対して過度な負担を課すこととなり、一定の電気通信番号数を基準に役務の継続性の確認を適用除外とすることとした立法趣旨に鑑み、適当ではない。
- 総務省においては、今後、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

■ 利用停止スキームによる利用停止番号数の推移



小規模化

■ 令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数

事業者	利用停止番号数	事業者	利用停止番号数	事業者	利用停止番号数
ア	71	ケ	17	チ	21
イ	179	コ	217	ツ	51
ウ	90	サ	50	テ	3
エ	103	シ	141	ト	50
オ	66	ス	156	ナ	28
カ	33	セ	144	ニ	34
キ	29	ソ	85	ヌ	4
ク	188	タ	162	ネ	33

※ 利用停止番号数は、悪質事業者が契約する電話番号の内、利用停止スキームで利用停止された電話番号数を集計したものである。

⑦ その他

<論点>

- 令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しすることが考えられる。



<方向性>

- 令和7年改正法の内容との整合や規定の明確化を図るため、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることとする等、電気通信番号制度関連の省令・告示等の見直しを検討することが望ましい。
- また、総務省においては、電気通信番号制度の見直しの内容について、関係事業者に対して適切に周知することが求められる。